

5. 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者などが、市内のたばこ小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。

市たばこ税を納める方(納税義務者)

たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)・特定販売業者(輸入業者)・卸売販売業者です。

小売たばこの販売価格には、すでに市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者です。

福岡市内で購入されたたばこは、福岡市の税収になります。



税額の算出方法及び税率

$$\text{市たばこ税額} = \text{売り渡し等をした製造たばこの本数} \times \text{税率}$$

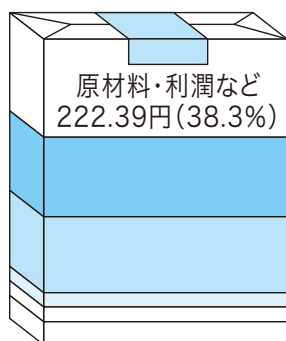
税率(紙巻たばこ)

6,552円/1,000本

納税の方法

納税義務者が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

たばこ1箱(20本入、580円の場合)に含まれる、税金などの内訳



国たばこ税	136.04円 (23.5%)
市たばこ税	131.04円 (22.6%)
県たばこ税	21.40円 (3.7%)
たばこ特別税	16.40円 (2.8%)
消費税・地方消費税	52.73円 (9.1%)
たばこの税負担合計357.61円/箱(61.7%)	

原材料・利潤など
222.39円(38.3%)